



※申込書ご記入前に、この書面を必ず提示し交付してください。

家賃決済サービス会員規約

本規約をよくお読みのうえご利用下さい。

※本規約を承認できない場合は、会員は、本入会申込みを撤回できるものとなります。

第1条(会員)  
会員とは、本規約を承認の上、SMBCファイナンスサービス株式会社(以下「当社」といいます。))に入会を申込み、当社が入会を認めた方をいいます。

第2条(本サービスの内容)  
家賃決済サービス(以下「本サービス」といいます。))は、当社の加盟店又は加盟店が提携する不動産会社等(以下「加盟店等」といいます。))が提供する本サービス申込書記載の賃貸物件に関する賃貸借契約(以下「対象賃貸借契約」といいます。))の賃料、共益費、水道光熱費等の立替払いを当社に委託することを目的としたサービスをいいます。なお、家賃決済サービス(以下「本サービス」といいます。))に係る基本契約は、会員が本規約を承認のうえ、当社に申し込みをし、当社が審査のうえ、承諾をした時に成立するものとします。

第3条(本サービスの利用・有効期限)  
(1)会員は、次条以下の規定に基づき、対象賃貸借契約に基づく次の各号に定める債務の支払いのために本サービスを利用することができます。当該債務その他本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務を総称して「賃貸借費用等」といいます。

①対象賃貸借契約に基づき発生する賃料  
②上記①に付随して発生する共益費、管理費、水道光熱費、その他の費用

③対象賃貸借契約に付随する駐車場賃貸借契約に基づき発生する賃料  
④対象賃貸借契約に付随する対象物件の修繕費用  
⑤対象賃貸借契約に付随する保証委託契約書に基づき発生する保証料  
(2)会員は、賃貸借費用等を当社が会員に代わって賃貸人が提携する加盟店等に対し立替払いすることをあらかじめ当社に委託するものとします。  
(3)本サービスの有効期限は、対象賃貸借契約が終了するまでとします。なお、対象賃貸借契約が更新された場合には、本サービスの有効期限は、更新された対象賃貸借契約が終了するまでとします。

第4条(サービス利用料)  
当社が定める場合、会員は、会員毎に定められた時期にサービス利用料を支払うものとします。なお、サービス利用料は理由のいかんを問わず返還しないものとします。

第5条(公租公課・費用等の負担)  
(1)本サービスの利用又は本規約に基づく費用・手数料に関して課される公租公課(消費税等を含む。以下同じ)は、会員の負担とします。なお、公租公課が変更されたときは、会員は変更後の公租公課を負担します。  
(2)賃貸借費用等の支払、当社所定の届出及び問い合わせその他本規約に基づいて要する全ての費用(金融機関への振込手数料及び再振込手数料、当社指定場所への持参手数料、郵送料、電話料金等)は、会員の負担とします。

(3)会員は、賃貸借費用等の支払を、当社の都合によるものでなく遅延し、当社が以下の各号の手続きを行った場合は、その手続きに要する費用として210円(税込。以下「回収事務手数料」といいます。))を支払うものとします。

- ①金融機関に再度口座振替の依頼をした場合
- ②会員宛に振込用紙を送付した場合
- ③会員宛に当社所定の振込案内書の送付手続きを行った場合

第6条(支払方法)  
(1)賃貸借費用等の支払方法は翌月1回払いのみとします。  
(2)賃貸借費用等は、会員があらかじめ約定した会員の指定する金融機関の預金口座から口座振替の方法(ゆうちょ銀行を指定した場合は、ゆうちょ銀行通常貯金口座からの自動払込みの方法)により、毎月27日(金融機関休業日の場合は、翌営業日。以下「支払日」といいます。))に支払うものとします。ただし、当社の都合により当社が会員宛に振込用紙

を送付した場合には、会員は、送付された振込用紙に従って支払うものとします。この場合の金融機関の振込手数料は、会員の都合による前記預金口座設定の不備等の場合を除き当社負担とし、会員は、振込用紙記載の請求額から当該手数料を控除することができるものとします。

(3)賃貸借費用等の支払は原則前払いとします。  
(例えば、10月分の賃貸借費用等であれば、前月の9月27日が支払日となります。なお、当社のシステム上の都合により、利用明細においては本サービスの利用日が支払日の前月末日と表示されますので、あらかじめご了承ください。)

第7条(遅延損害金)  
会員が、賃貸借費用等の支払を遅滞したときは、支払期日(当社に対する債務を支払うべき期日であって毎月27日をいう。))の翌日から支払済みに至るまで当該支払金に対し、年14.6%を乗じた額の遅延損害金(1年を365日とする日割計算。ただし、うるう年の場合は1年を366日として計算。)を支払うものとします。

第8条(先当順序)  
会員の返済した金額が、本規約及び当社と会員とのその他の取引に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充當することができるものとします。

第9条(退会及び会員資格の取消と利用の一時停止)

(1)本サービスは、対象賃貸借契約が存続する間は会員の都合により退会できないものとします。ただし、会員と賃貸人若しくはその代理人との間で賃貸借費用等の決済方法を変更することに同意した場合は、賃貸人が提携する加盟店等への申請により、対象賃貸借契約中であっても退会できるものとします。

(2)会員は、転居等により対象賃貸借契約が終了した場合は、当社にその旨の届出を行うものとし、本規約に基づき賃貸借費用等の未払債務を支払うものとします。

(3)会員が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は会員に通知することなく、本サービスの利用停止又は会員の資格を取消すことができ、これらの措置とともに賃貸人が提携する加盟店等に本サービスの終了を通知することができます。

- ①入会時に氏名、住所、勤務先等について虚偽の申告をした場合
- ②本規約のいずれかに違反した場合
- ③第10条に該当する場合
- ④対象賃貸借契約に違反した場合
- ⑤信用情報機関の情報等により、会員の信用状況が著しく悪化し又は悪化のおそれがあるとき当社が判断した場合
- ⑥賃借権を第三者に譲渡した場合
- ⑦会員の責に帰すべき事由により会員の所在が不明となり、当社が会員への通知連絡について不能と判断した場合
- ⑧会員が、本サービスに基づく債務のほかにも当社に債務を負う場合において、その債務の支払いを怠った場合
- ⑨賃貸借費用等の支払いを停止した場合
- ⑩会員が死亡した場合又は会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合
- ⑪関係法令、規則、通達、ガイドライン等の定めにより、当社が本サービスの利用を停止する義務を負う場合。
- ⑫前各号に類する事由が生じた場合その他当社が会員として不適格と判断した場合

(4)当社と加盟店等との間の加盟店契約が終了した場合、又は、当社が対象賃貸借契約にかかる賃貸人に関し本サービスによる立替払いの取扱を一律に中止した場合には、本サービスは当然に終了するものとし、当社は会員に通知します。

第10条(期限の利益の喪失)

(1)会員は、次の各号のいずれかの事由に該当したときは、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。

- ①差押、仮差押、保全差押、仮処分の上申、又は滞納処分を受けたとき。
- ②破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産手続きの上申を受け、若しくは自ら申立てたとき。

③債務整理のための法的手続きの上申があったとき。  
④債務整理(任意整理を含む。以下同じ)を開始する旨、又は債務整理のため弁護士等に依頼した旨を当社に通知したとき。

(5)自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払を停止したとき。

⑥会員資格を取消されたとき。但し、第9条第3項第10号の場合を除く。  
(2)会員は、次の各号のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払いいただきます。

- ①本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき
- ②本規約以外の当社と会員とのその他の取引に基づく債務について期限の利益を喪失する等、会員の信用状態が悪化したとき。

第11条(口座振替の停止)  
第9条の規定により会員資格を取消された場合、賃貸借費用等の口座振替を停止することとします。

第12条(延滞情報の通知)  
会員は、賃貸借費用等の支払いを遅滞した場合、当社がその延滞情報を加盟店等に対して通知することに異議ないものとします。

第13条(紛議)  
会員は、入居した賃貸物件の契約不適合事由、家賃値上げ、賃貸人・近隣とのトラブル、その他の対象賃貸借契約に起因(付随)する紛議が生じた場合は、会員において解決するものとし、当社への支払いを停止することはできないものとします。

第14条(譲渡担保)  
当社は、会員が加盟店等に譲渡担保に供した賃貸人に対して取得する敷金返還請求権(敷金とは、いかなる名目によるかを問わず、対象賃貸借契約に基づいて生ずる会員の賃貸人に対する金銭の給付を目的とする債務を担保する目的で、会員が賃貸人に交付する金銭をいいます。以下同じ。))を、会員に対する本サービスに基づく債権の担保とするため、加盟店等から譲り受けられることができるものとします。

第15条(賃貸借費用等の変更)  
対象賃貸借契約中は、次の各号に定める事由により賃貸借費用等が変更されたときは、会員が支払いを当社に委託する賃貸借費用等も変更されるものとします。ただし、会員が賃貸借費用等の変更に対し異議がある場合は、会員と賃貸人との間で解決するものとします。

- (1)賃貸借費用等の改定
- ①新たな賃貸借費用等の発生若しくは消滅
- (3)消費税その他の税法で定める税率又は課税範囲の変更があったとき

第16条(対象賃貸借契約の更新)  
対象賃貸借契約が更新された場合、会員は更新後の賃貸人が提携する加盟店等への賃貸借費用等の支払いについて、引き続き当社に委託するものとします。

第17条(敷金による弁済)  
当社は、賃貸物件明渡しの際に、本規約に基づき会員が当社に対して負担する支払債務が残っている場合は、第14条に定める譲受債権を行使し、賃貸人若しくはその代理人から敷金を受領の上、当該債務の弁済に充当することができるものとします。

第18条(賃貸人の変更の特約)  
(1)会員は、対象賃貸借契約中に賃貸人が変更となり、新賃貸人が引き続き加盟店等と提携する場合には、第14条に定める譲受債権をとることなく、加盟店等に対し賃貸借費用等を立替払いすることに同意します。

(2)会員は、対象賃貸借契約中に賃貸人が変更となり、加盟店等との提携関係が解消された場合には、本サービスも当然に終了することに同意します。

第19条(退去時の対応)  
会員が退去する際、本サービスに関する会員の未払債務がある場合、未払債務の全額を残高一括支払いすることとします。

第20条(連絡先に関する承諾及び届出事項の変更)  
(1)当社が会員に連絡する場合、会員が当社に届出した(申込書記載する方法、口頭による方法、②)に基づくもの等がありますが、その方法を問いません。))電話番号等に連絡されても異議ないものとします。ただし、連絡をする方法として他に合理的な方法があると当社が判断できた場合

はこの限りではありません。  
(2)会員が当社に届出した氏名、住所、電話番号、勤務先(連絡先)、職業、代金決済口座、その他法令に基づく当社への届出事項等に変更が生じた場合は、遅滞なく当社及び当社の指定する金融機関に所定の届出用紙により届出するものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、当社への電話での連絡により届出することもできます。

(3)②の届出がないために当社からの通知又は送付書類その他のものが延滞し、又は到着しなかった場合には通常到達すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、②の届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

第21条(規約の変更)  
(1)当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、予め効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、当社ホームページにおいて公表する旨、必要があるときにはその他相当な方法で会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。

- ①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。
- ②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。
- (2)当社は、予め変更後の内容を当社ホームページにおいて公表する方法又は通知する方法(必要があるときにはその他相当な方法を含む)により会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行ったときは、会員は変更を承諾したものとみなし、以後変更後の規約が適用されるものとします。

第22条(準拠法)  
会員と当社との諸契約に関する準拠法は全て日本法が適用されるものとします。

第23条(合意管轄裁判所)  
会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額のかんにかかわらず、当社の本、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第24条(反社会的勢力の排除)  
(1)会員(本条において入会申込者を含む)は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- ①暴力団
- ②暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
- ③暴力団準構成員
- ④暴力団関係企業
- ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊犯罪系暴力集団等
- ⑥前各号の共生者
- ⑦その他前各号に準ずる者
- ⑧会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

(2)当社は、会員が第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項にもとづく表明・確約に関して虚偽の申込をしたことが判明した場合、本サービスについて通知・催告等せず、会員資格を取消することができるものとし、当社と会員とのその他の取引についても通知・催告等せず、解除することができるものとします。

第25条(モニタリングカメラ及びテレマーケティングの防止)

(1)会員(本条において入会申込者を含む)は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- ①テロリスト等、日本政府又は外国政府、国際機関等が経済制裁の対象

※申込書ご記入前に、この書面を必ず提示し交付してください。

として指定する者  
②その他前号に準ずる者  
(2)会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

①マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に準ずる。又はそのおそれがあると疑われる行為  
②その他前号に準ずる行為

(3)当社は、会員の情報及び具体的な利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることができるものとします。会員から正当な理由なく指定した期限までに回答がなかった場合、本サービスの利用を一時的に停止することができるものとします。

(4)前項の求めに対する会員の回答、具体的な利用内容、会員の説明内容及びその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、若しくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合、本サービスの利用を一時的に停止することができるものとします。

(5)前2項の定めによる本サービスの利用の一時的な停止は、会員からの説明等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消された当社が認める場合、当社は利用の停止を解除するものとします。

(6)当社は、会員が第1項各号のいずれかに該当し、若しくは第2項各号のいずれかに該当する行為をした場合、第1項にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又は本サービスの取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、若しくはそのおそれがあると合理的に認められる場合、そのすべてについて通知・催告等をせよに会員資格を取消し、又は解除することができるものとします。

第26条(クレジットカードの制限金額)  
(1)本サービスの利用は当社のクレジットカードのカードショッピングの利用のみなされます。

(2)会員が当社のクレジットカードを複数枚保有している場合、当社は、会員が保有するクレジットカードに係るカードショッピング及びカードキャッシングの合計利用額、カードキャッシングの合計利用額並びに支払期間が2か月を超える支払方式(事務処理上の都合により2か月を超えた場合を除く)によるカードショッピングの合計利用額を、会員毎に定める金額に制限することができるものとします。

【相談窓口】  
本規約についてのお問い合わせ、ご相談については、SMBCファイナンスサービス株式会社「アンサーセンター 03-5638-4064、06-6339-4016」東京都墨田区菊川三丁目17番2号 〒130-8548 におたずねください。

個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条(個人情報の取得・保有・利用・提供)

(1)申込者は、本契約(本申込書を含む。以下同じ)を含むSMBCファイナンスサービス株式会社(以下「会社」という)との取引の与信判断及び与信後の管理(以下「与信関連業務」という)のため、以下の情報(以下これを総称して「本件個人情報」という)を、会社が保護措置を講じた上で、以下の条項により取得・保有・利用することに同意します。  
①申込書等に記載された申込者の氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号(携帯電話番号を含む。以下同じ)、運転免許証等の記号番号、eメールアドレス、勤務先とその内容、家族構成、住居状況、取引を行う目的、連絡先(実家等)、親権者情報等(これらすべての変更情報を含む)。

②本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、支払方法、支払口座、契約番号、会員番号、有効期限等。  
③本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況。  
④本契約に関する申込者の支払能力を調査するため又は支払途上における支払能力を調査するため、申込者が申告した資産、負債、収入、支

出、申込者が会社に提出した収入証明書の記載事項並びに会社が取得した、クレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況。

⑤官報や電話帳等一般に公開されている情報。  
⑥会社が申込者に電話等により確認した情報又は申込者が会社へお問い合わせ等をされた際に会社が知り得た情報。  
⑦犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、会社が申込者の運転免許証・パスポート等によって本人確認を行った際に取得した情報。  
⑧防犯上録画された映像等の情報。  
⑨電話の録音等の音声情報。

(2)申込者は、会社が与信関連業務及び第2条のために、電話、SMS(ショートメッセージサービス)、郵便等の手段により連絡すること又は訪問することに同意します。

(3)申込者は、与信関連業務及び本人確認のため会社が必要と認めた場合に、会社が市区町村の要求に従って申込者の個人情報(入会申込書の写し等)を市区町村に提出の上、申込者の住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等の交付を受け、又は自動車検査証等の公的機関が発行する書類を取得し、当該書類に記載されている情報を利用することに同意します。

(4)申込者は、申込者のいずれかに次の状況が発生した場合、会社が次の目的のために、戸籍謄本等の公的機関が発行する申込者の戸籍に関する情報を、取得し利用することに同意します。

①相続が生じた状況があると会社が判断した場合、会社が本契約に関して相続発生の実事並びに相続人の有無及び範囲を確認するため。

②氏名変更が生じた状況があると会社が判断した場合、会社が本契約に関して申込者との同一性を確認するため。

(5)申込者は、会社が本契約に関する与信関連業務の一部又は全部あるいは会社の事務を、会社の子会社、関連会社又は提携会社等の第三者に委託する場合に、会社が本件個人情報当該委託先に提供し、当該委託先が委託目的の範囲内で利用することに同意します。

(6)申込者は、本契約に基づく精算及び当該賃貸借契約等の履行のため、会社が必要と認める場合、申込者が賃貸借契約又は保証委託契約等を締結した加盟店もしくは当該加盟店が提携する不動産会社(以下、「加盟店・提携会社」という)に本件個人情報のうち①、②及び③を提供し、加盟店・提携会社がそれらを利用することに同意します。

(7)申込者は、本条(1)⑦の本人確認を行うための情報を、会社及び会社の子会社、関連会社又は提携会社と他の取引における本人確認のために利用することに同意します。

第2条(個人情報の与信関連業務以外の利用)  
申込者は、会社がクレジット事業(クレジットカード、ファクタリングを含む)、保証事業、融資事業、保険事業、集金代行事業その他これらに付随する事業の次の目的のために、本件個人情報のうち①②③⑥を利用すること及び勧誘することと同意します。

(ア)宣伝物・市場調査のため。  
(イ)商品開発・市場調査のため。  
(ウ)新商品情報のお知らせ・関連するアフターサービスのため。  
(エ)会社が委託を受けた事業者の営業に関する宣伝物・印刷物の送付又は電話等による案内のため。

※会社の具体的な取得・利用等については、会社のホームページ(https://www.smbc-fs.co.jp/)でお知らせしております。

第3条(個人信用情報機関への登録・利用)

(1)申込者は、会社が加盟店・提携会社(個人)の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び加盟店に対する当該情報の提供を業とするものを行い、以下「加盟信用情報機関」という当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「加盟信用情報機関」という)に照会し、申込者の個人情報(同機関の加盟会員によって登録される情報、同機関が独自に取得・登録する情報を含む)が登録されている場合には、申込者の支払能力・返済能力の調査のために限り、会社がそれを利用することに同意します。

項目	会社名 株式会社シー・アイ・シー (CIC)	株式会社日本信用情報機構 (JICC)
①本契約に係る申込みをした事実	会社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間	照会日から6ヶ月以内
②本契約に係る客観的な取引事実	5年以内 契約期間中及び契約終了後5年以内	契約継続中及び契約終了後5年以内(ただし債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)
③債務の支払を遅滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年以内	契約継続中及び契約終了後5年以内

上記項目以外に、登録情報に関する苦情を受け調査中である旨、本人確認資料の紛失・盗難、与信自粛の申出、その他の本人申告情報が登録されます。(3)加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は次のとおりです。また、会社が本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途書面により通知し、同意を得るものとします。

【加盟信用情報機関】  
○株式会社シー・アイ・シー(CIC:割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関)  
フリーダイヤル0120-810-414 https://www.cic.co.jp/  
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト

○株式会社 日本信用情報機構(JICC:貸金業法に基づく指定信用情報機関)  
TEL 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/  
〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館

【提携信用情報機関】  
○全国銀行個人信用情報センター  
TEL 03-3214-5020 https://www.zenginkyoo.or.jp/  
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

(4)本条(3)に記載されている加盟信用情報機関に登録する情報は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するたための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量等・回数・期間、契約額又は極度額、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、返済予定年月、月々の支払状況及び解約又は完済等の事実の全部又は一部となります。  
※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の各個人信用情報機関が開設しているホームページをご覧ください。

第4条(会社から加盟店・提携会社へへの提供)  
申込者は、本契約に申し出たことにより、加盟店・提携会社が申込者に対する賃貸借契約又は保証委託契約を停止するか否かの判断をするために、会社から加盟店・提携会社に対して、申込者が支払いを延滞した事実を通知することと同意します。

第5条(個人情報の与信関連業務以外の提供・利用)  
(1)申込者は、会社が次の場合に本件個人情報のうち①及び②を、保護措置を講じた上で、会社の子会社、関連会社又は加盟店・提携会社(以下「磁気的データ等」)に提供し、当該子会社、関連会社又は加盟店・提携会社が利用することに同意します。

○会社と個人情報の提供に関する契約を締結した会社の子会社、関連会社又は加盟店・提携会社が次の目的により本件個人情報のうち①及び②を利用する場合。  
①子会社、関連会社又は加盟店・提携会社の事業における宣伝物、印刷物の送付又は電話等による営業案内。  
②子会社、関連会社又は加盟店・提携会社の事業における市場調査、商品開発。

③子会社、関連会社又は加盟店・提携会社が本契約に付帯する会員特典等のサービスの履行。  
なお、子会社、関連会社又は加盟店・提携会社については、会社のホームページ(https://www.smbc-fs.co.jp/)又は申込書等でお知らせしております。

(2)本条(1)の個人情報の提供及び利用の期間は、原則として、契約期間中及び本契約終了日から5年間とします。なお、加盟店・提携会社における個

人情報の利用期間については、加盟店・提携会社にお問い合わせください。

第6条(個人情報の開示・訂正・削除)  
(1)申込者は、会社及び第3条で記載する個人信用情報機関並びに第5条で記載する会社の子会社、関連会社又は加盟店・提携会社に対して、「個人情報の保護に関する法律」に定めるところにより自己に関する個人情報(登録されている自己に関する客観的な取引事実に基づく個人情報)を開示するよう請求することができます。

①会社、会社の子会社又は関連会社に開示を求める場合には、末尾記載の【個人情報の取扱いに関するお問い合わせ相談窓口】にご連絡ください。開示請求の手續(受付窓口、受付方法、必要書類、手数料等)についてお答えします。また、開示請求の手續については、会社のホームページでもお知らせいたします。

②個人信用情報機関に開示を求める場合には、第3条記載の個人信用情報機関にご連絡ください。

③加盟店・提携会社に対して開示を求める場合には、加盟店・提携会社にご連絡ください。

(2)万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、会社は、速やかに利用目的の達成に必要な範囲内で訂正・削除に応じます。第7条(本同意条項に不同意の場合)

会社は、申込者が本契約の必要な記載事項(契約書面で申込者が記載すべき事項)の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。但し、申込者が第2条及び第5条に同意しない場合でも、これを理由に会社が本契約をお断りすることはありません。

第8条(利用・提供中止の申出)  
第2条及び第5条による同意を得た範囲内で会社が申込者の個人情報を利用・提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の会社での利用、他社への提供を中止する措置をとります。なお、中止の申出を受けた場合でも、会社が申込者に対して送付する請求書等に同封された宣伝物や印刷物については送付中止の申出はできないものとします。

第9条(個人情報の取扱いに関する問合せ等の窓口)  
個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止についてのお問い合わせ、その他のご意見の申出に関しては、末尾記載の【個人情報の取扱いに関するお問い合わせ相談窓口】までお願いいたします。

第10条(本契約が不成立の場合)  
本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第1条及び第3条(2)①に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第11条(退会後又は会員資格喪失後の場合)  
退会の申し出又は会員資格の喪失後も、第1条(1)、第2条に定める目的及び開示請求等に必要範囲で、法令等又は会社が定める所定の期間個人情報保有し、利用します。

第12条(本同意条項の変更)  
本同意条項は、会社所定の方法により、変更できるものとします。○個人情報保護管理責任者について  
会社は、個人情報を厳重に保護する責任者として、個人情報保護部署の担当役員を「個人情報保護管理責任者」に選任しております。

【個人情報の取扱いに関するお問い合わせ相談窓口】  
SMBCファイナンスサービス株式会社 お客様相談窓口  
※お電話はアンサーセンターにて承ります  
電話番号：03-5638-4064 06-6339-4016  
受付時間：9:30～17:00(1月1日休)

SMBCファイナンスサービス株式会社  
愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号 〒460-8670